#### 新旧対照表

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について (抄)

新

[目次]

第1~第5 (略)

<u>第6</u> 雑則

第1 (略)

- 第2 人員に関する基準(条例第4条)
  - 1 (略)
  - 2 栄養士又は管理栄養士

同条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士<u>又は管理栄養</u>士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法<u>(平成14年法律第103号)</u>第19条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合です。

- 3 4 (略)
- 5 用語の定義
  - (1) 「常勤換算方法」

当該指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に 関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置 (以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育

[目次]

第1~第5 (略)

第6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

第1 (略)

- 第2 人員に関する基準(条例第4条)
  - 1 (略)
  - 2 栄養士

同条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合です。

- 3 4 (略)
- 5 用語の定義
- (1) 「常勤換算方法」

当該指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

IΒ

児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。

# (2) (略)

#### (3) 「常勤」

当該指定介護老人福祉施設における勤務時間が、当該施設において 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。例えば、指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が 労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産 前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2 条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第 2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23

#### (2) (略)

#### (3) 「常勤」

当該指定介護老人福祉施設における勤務時間が、当該施設において 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)\_に達していることをいうものです。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

<u>また、</u>当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

年17年2月11日11年04年年1月

条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項 (第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育 児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業 に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準に おいて求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者 の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であるこ ととします。

(4) • (5) (略)

## 第3 設備に関する基準(条例第5条)

- 1 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の 持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮する ものとします。
- 2 指定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的 特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定めら れたものです。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者 等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブ を設けることなどにより、入所者、従業者等がすれ違う際にも支障が生 じない場合を想定しています。

- 3 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものです。
- 4 居室・食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものです。なお、居室等の面積に関する測定方法については、平成14年8月7日において現に存する居室等についてまで当てはめる趣旨ではありません。
- 5 (略)
- 6 経過措置等(条例附則第2項から第9項) 設備に関する基準については、<u>次の</u>経過措置等が設けられているので 留意してください。

旧

(4) • (5) (略)

#### 第3 設備に関する基準(条例第5条)

- 1 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の 持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮する ものとします。
- 2 指定介護老人福祉施設における廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者 等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブ を設けることなどにより、入所者、従業者等がすれ違う際にも支障が生 じない場合を想定しています。

- 3 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものです。
- 4 居室・食堂及び機能訓練室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものです。なお、居室等の面積に関する測定方法については、平成14年8月7日において現に存する居室等についてまで当てはめる趣旨ではありません。
- 5 (略)
- 6 経過措置等(条例附則第2項から第9項) 設備に関する基準については、<u>以下の</u>経過措置等が設けられているの で留意してください。

(1) 一の居室の定員に関する経過措置

- ア この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の際現に新築中であるもの、増築又は改築中である当該増築及び改築部分、又はこれらに準ずるものとして知事が認めたものを含み、この条例の施行の後に着工された工事により増築又は改築された部分を除く。)については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」については、「4人以下とすること」と<u>する</u>。(附則第2項)
- イ この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、指定介護老人福祉施設における人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。) 附則第4条の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」については、「原則として4人とすること」とする。(附則第3項)
- ウ この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準は「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」については、「8人」とする。(附則第4項)
- エ この条例の施行日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に着工された工事により新築されたもの、及びこの条例の施行日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に着工された工事により増築され又は改築された部分のうち、アに該当しないものについては、設備基準のうち一の居室

IΠ

- (1) 一の居室の定員に関する経過措置
  - ア この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の際現に新築中であるもの、増築又は改築中である当該増築及び改築部分、又はこれらに準ずるものとして知事が認めたものを含み、この条例の施行の後に着工された工事により増築又は改築された部分を除く。)については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」については、「4人以下とすること」とします。(附則第2項)
  - イ この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、指定介護老人福祉施設における人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。) 附則第4条の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうちーの居室の定員に関する基準「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」については、「原則として4人とすること」とします。(附則第3項)
  - ウ この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児 童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令\_(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準は「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」については、「8人」とします。(附則第4項)
  - エ この条例の施行日から<u>基準日</u>までの間に着工された工事により新築されたもの、及びこの条例の施行日から<u>基準日</u>までの間に着工された工事により増築され又は改築された部分のうち、アに該当しないものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準

の定員に関する基準「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」については、「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人、当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することが認められる場合は2人以上4人以下」とする。

ここでいう「当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することが認められる場合」とは、個々の居室利用者の生活空間の三方が、カーテンではなく間仕切り、家具等で仕切られ、視線が遮られるなど、多床室であってもプライバシーに配慮された個室的な空間が確保され、かつ、利用者ニーズの変化等に対応するため、将来的に個室への改修が可能な仕様であることとする。(附則第5項)

- (2) 入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置 省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者一人当たりの居室の床面積に関する基準「10・65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4・95平方メートル以上」と<u>する</u>。(附則第3項)
- (3) 入所者一人当たりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備 が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全 面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち食堂及 び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得 た面積以上」の基準については、当分の間適用しない。(附則第6項)
- (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和
  - 一般病床、療養病床若しくは精神病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの

「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」については、「1人とすること。ただし、入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人、当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することが認められる場合は2人以上4人以下」とします。

ここでいう「当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することが認められる場合」とは、個々の居室利用者の生活空間の三方が、カーテンではなく間仕切り、家具等で仕切られ、視線が遮られるなど、多床室であってもプライバシーに配慮された個室的な空間が確保され、かつ、利用者ニーズの変化等に対応するため、将来的に個室への改修が可能な仕様であることとします。(附則第5項)

- (2) 入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置 省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者一人当たりの居室の床面積に関する基準「10・65平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、4・95平方メートル以上」とします。(附則第3項)
- (3) 入所者一人当たりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備 が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全 面的に改築された部分を除く。)\_については、設備基準のうち食堂及 び機能訓練室の合計した面積「3平方メートルに入所定員を乗じて得 た面積以上」の基準については、当分の間適用<u>しません</u>。(附則第6 項)
- (4) 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和
- 一般病床、療養病床若しくは精神病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの

間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいことと<u>する</u>。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。(附則第7項)

- (5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和
  - 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいことと<u>する</u>。 (附則第8項)
  - ア 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者一人当たり3平方メートル以上と<u>すること</u>。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の 提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとき は、同一の場所とすることができる。
  - イ 食堂の面積は、入所者一人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若 しくは療養病床を有する診療所の一般病床、精神病床若しくは療養病 床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、 内法による測定で、1.2メートル以上であればよいことと<u>する</u>。ただ し、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよ

ΙE

間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととします。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとします。(附則第7項)

- (5) 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和
  - 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいことと<u>します</u>。(附則第8項)
  - ア 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを有するものとし、合計して入所者一人当たり3平方メートル以上と<u>しなければなりません</u>。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
  - イ 食堂の面積は、入所者一人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。
- (6) 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若 しくは療養病床を有する診療所の一般病床、精神病床若しくは療養病 床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定介護老人福祉施設を開 設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、 内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととします。 だし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であれば

いことと<u>する</u>。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいことと<u>す</u> る。(附則第9項)

#### 第4 運営に関する基準

1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について 条例第2条第5項は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって は、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、 施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサ ービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。

この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Longterm careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいものとします。

 $2\sim7$  (略)

8 利用料等の受領

(1) • (2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、同条第1項及び第2項の利用料のほかに入所者から支払いを受けることができることとしたものですが、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。

なお、同項第6号に規定されている費用の具体的な範囲について は、別に通知されているところによるものとします。

(4) (略)

9 (略)

10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1) • (2) (略)

(3) 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成するものとします。

IΒ

よいことと<u>します</u>。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととします。(附則第9項)

第4 運営に関する基準

(新設)

 $1 \sim 6$  (略)

7 利用料等の受領

(1) • (2) (略)

(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、同条第1項及び第2項の利用料のほかに<u>入居者</u>から支払いを受けることができることとしたものですが、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。

なお、同項第6号に規定されている費用の具体的な範囲については、別に通知されているところによるものとします。

(4) (略)

<u>8</u> (略)

9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1) • (2) (略)

(3) 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成するものとします。

旧

また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専 任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必 要です。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこととします。また、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこととします。

身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとします。

指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

具体的には、次のようなことを想定しています。

ア〜カ (略)

(4) • (5) (略)

# 11 施設サービス計画の作成

条例第16条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う計画担当介護支援専門員の責務を明らかにしたものです。なお、施設サービス計画の作成

また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、<u>事故防止委員会及び感染対策委員会については、</u>関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこと<u>及び</u>身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこととします。

<u>また、</u>身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。

指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

具体的には、次のようなことを想定しています。

ア~カ (略)

(4) • (5) (略)

# 10 施設サービス計画の作成

条例第16条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及び当該業務を行う計画担当介護支援専門員の責務を明らかにしたものです。なお、施設サービス計画の作成

及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとします。

(1)~(4) (略)

(5) 施設サービス計画原案の作成(第5項)

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。

また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。

なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定 介護老人福祉施設の行事及び日課等も含むものです。

施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることとします。

(6) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第6項)

計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意

IΒ

及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとします。

(1)~(4) (略)

(5) 施設サービス計画原案の作成(第5項)

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。

また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。

なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容には、当該指定 介護老人福祉施設の行事及び日課等も含むものです。

(6) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第6項)

計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意

見を求め調整を図ることが重要です。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものです。

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、入所者又はその家族(以下この(6)において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならないものとします。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を導守することとします。

なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び<u>管理栄養士</u>等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係する者を指すものです。

 $(7)\sim(10)$  (略)

12 介護(条例第17条)

(1)~(4) (略)

(5) 「指定介護老人福祉施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。例えば、次のようなことが考えられます。

ア・イ (略)

ウ 医師、看護職員、介護職員、<u>管理栄養士</u>等からなる褥瘡対策チームを設置する。

エ・オ (略)

また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。

(6) • (7) (略)

見を求め調整を図ることが重要です。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものです。

なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び<u>栄養士</u>等の当該入所者の介護及び 生活状況等に関係する者を指すものです。

(7)~(10) (略)

11 介護(条例第17条)

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 「指定介護老人福祉施設は、縟瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において縟瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。例えば、次のようなことが考えられます。

ア・イ (略)

ウ 医師、看護職員、介護職員、<u>栄養士</u>等からなる褥瘡対策チームを 設置する。

エ・オ (略)

また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。

(6) • (7) (略)

12 食事(条例第18条)

# 13 食事(条例第18条)

## (1) 食事の提供について

入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としなければなりません。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食事が食 堂で行われるよう努めなければなりません。

 $(2)\sim(6)$  (略)

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士<u>若しくは管理栄養</u>士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士<u>又は管理栄養士</u>を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>)を含む会議において検討が加えられなければなりません。

 $14\sim16$  (略)

# <u>17</u> 栄養管理

条例第21条の2は、指定介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととします。

栄養管理について、次の手順により行うこととします。

ア 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科 医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者 ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成す ること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整 合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス 計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に

## (1) 食事の提供について

入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としなければなりません。

IΒ

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食事が食 堂で行われるよう努めなければなりません。

 $(2)\sim(6)$  (略)

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければなりません。

13~15 (略)

IΒ 代えることができるものとすること。 イ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うと ともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 ウ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応 じて当該計画を見直すこと。 エ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーショ ン・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考 え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月 16日老認発0316第3号、老老発0316第2号) 第4において示している ので、参考とすること。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条 例(令和3年神奈川県条例第33号。以下「令和3年改正条例」とい う。) 附則第3項において、3年間の経過措置を設けており、令和6 年3月31日までの間は努力義務とされています。 (新設) 18 口腔衛生の管理 条例第21条の3は、指定介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生 の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本 サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、 次の手順により計画的に行うべきことを定めたものです。 (1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生 士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言 及び指導を年2回以上行うこと。 (2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、次の事項を記載した、入所者の 口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、 定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計 画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載 をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる ものとする。 ア 助言を行った歯科医師

イ 歯科医師からの助言の要点

- ウ 具体的方策
- エ 当該施設における実施目標
- オ 留意事項・特記事項
- (3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例附則第4 項において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの 間は努力義務とされています。

#### 19 健康管理

条例第22条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものです。

20~22 (略)

23 管理者による管理(条例第25条)

指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら 当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものです。ただし、<u>次</u> の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がないと きは、他の職務を兼ねることができるものとします。

 $(1)\sim(3)$  (略)

24 · 25 (略)

**26** 運営規程

条例第28条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものですが、特に次の点に留意するものとします。

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)

<u>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第4条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載す</u>

#### 16 健康管理

条例第22条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものです。

17~19 (略)

20 管理者による管理(条例第25条)

指定介護老人福祉施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら 当該指定介護老人福祉施設の管理業務に従事するものです。ただし、<u>以</u> 下の場合であって、当該指定介護老人福祉施設の管理業務に支障がない ときは、他の職務を兼ねることができるものとします。

(1)~(3) (略)

21 · 22 (略) 23 運営規程

条例第28条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものですが、特に次の点に留意するものとします。

ることも差し支えない(条例第6条に規定する重要事項を記した文書 に記載する場合についても同様とする。)。

 $(2)\sim(4)$  (略)。

(<u>5</u>) 非常災害対策(第7号) 29の非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (第8号) 38の虐待の防止に係る組織内の体制 (責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案 (以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

(7) その他施設の運営に関する重要事項(第9号)

入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続、従業者への研修体制、条例第33条第1項の協力病院、従業者及び従業者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理に係る体制について定めておくことが望ましい。

#### 27 勤務体制の確保等

条例第29条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものですが、このほか、次の点に留意するものとします。

(1) • (2) (略)

(3) 同条第3項<u>前段</u>は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

また、同項後段は、指定介護老人福祉施設に、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

<u>当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者と</u>

IΒ

 $(1)\sim(3)$  (略)。

(4) 非常災害対策(第7号)

<u>25</u>の非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。 (新設)

(5) その他施設の運営に関する重要事項(第8号)

入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続、従業者への研修体制、条例第33条第1項の協力病院、従業者及び従業者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理に係る体制について定めておくことが望ましい。

24 勤務体制の確保等

条例第29条は、入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものですが、このほか、次の点に留意するものとします。

(1) • (2) (略)

(3) 同条第3項は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

IΒ

し、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例第5項において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。指定介護老人福祉施設は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない。)。

(4) 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

ア事業者が講ずべき措置の具体的内容

事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における

性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は次とおりである。

- (ア) 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・ 啓発すること。
- (イ) 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相 談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する こと。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

イ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント) の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮の

ための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア(事業者が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されているので参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html)

# 28 業務継続計画の策定等

(1) 条例第29条の2は、指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第29条の2に基づき施設に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいものとします。

なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、 令和3年改正条例附則第6項において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

(2) 業務継続計画には、次の項目等を記載することとします。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事

業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

- ア 感染症に係る業務継続計画
  - (ア) 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- (イ) 初動対応
- (ウ) <u>感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への</u>対応、関係者との情報共有等)
- イ 災害に係る業務継続計画
  - (ア) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- (イ) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
- (ウ) 他施設及び地域との連携
- (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を 職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応 にかかる理解の励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが必要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

(4) 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えないこととします。

また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

#### 29 非常災害対策

(1) 条例第31条<u>第1項</u>は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して 必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避 難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこ ととしたものです。

## (2) (略)

(3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。

## 30 衛生管理等

(1) (略)

- (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアから<u>オ</u>までの取扱いとしなければなりません。
  - ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員、介護支援専門員)により構成する。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策

IΒ

#### 25 非常災害対策

(1) 条例第31条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものです。

(2) (略)

(新設)

# 26 衛生管理等

- (1) (略)
- (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアから工までの取扱いとしなければなりません。
  - ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員、介護支援専門員)により構成する。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」とい

担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

<u>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を</u>等すること。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が想定され、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

う。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>条例第40条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための対策を検討する委員会については、</u>関係する職種、取り扱う事項等が<u>感染対策委員会と相互に</u>関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が想定され、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、<u>「介護現場に</u>おける感染対策の手引き」を参照されたい。

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の 適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基 づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

従業者教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、<u>厚生労働省「介護施設・事業所の職員向</u> <u>け感染症対応力向上のための研修教材」等を活用するなど、</u>施設内 での研修で差し支えない。

エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上 及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが 適切である。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例附則 第7項において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31 IΗ

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、<u>「高齢者介護</u>施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」

(http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1) を参照されたい。

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の 適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基 づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

従業者教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、<u>職員研修</u>施設内での研修で差し支えない。

日までの間は努力義務とされている。

才 (略)

31 (略)

32 掲示

- (1) 条例第34条第1項は、指定介護老人福祉施設は、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供する サービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月 日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定介護老人福祉 施設の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げ る点に留意する必要があります。
  - ア 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの 入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであ ること。
  - イ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等 の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求 めるものではないこと。
- (2) 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入 所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定介 護老人福祉施設内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えること ができることを規定したものです。
- 33 秘密保持等
  - (1) 条例第35条第1項は、指定介護老人福祉施設の従業者に、その業務 上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものです。

(2) • (3) (略)

34 • 35 (略)

36 地域との連携等

(1) (略)

(2) 同条第2項は、条例第2条第3項の趣旨に基づき、介護サービス相 談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを 規定したものです。

工 (略)

27 (略)

(新設)

# 28 秘密保持等

(1) 条例第34条第1項は、指定介護老人福祉施設の従業者に、その業務 上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものです。

IΒ

(2) • (3) (略)

29・30 (略)

- 31 地域との連携等
- (1) (略)
- (2) 同条第2項は、条例第2条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を積 極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定した ものです。

なお、「市町村が実施する事業」には、<u>介護サービス相談員</u>派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。

- 37 事故発生の防止及び発生時の対応(条例第40条)
  - (1) (2) (略)
  - (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会(第1項第3号) 指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための対策を検討 する委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発 生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い 職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職 員、生活相談員、介護支援専門員)により構成し、構成メンバーの責 務及び役割分担を明確にすることが必要です。

事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとします。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。なお、事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいものとします。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものとします。

(4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修(第1項第4号)

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとします。

IΠ

なお、「市町村が実施する事業」には、<u>介護相談員</u>派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。

- 32 事故発生の防止及び発生時の対応(条例第40条)
  - (1)・(2) (略)事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する
  - (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会(第1項第3号) 指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための対策を検討 する委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発 生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い 職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職 員、生活相談員、介護支援専門員)により構成します。また、構成メ ンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を 担当する者を決めておくことが必要です。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、<u>感染対策委員会については、</u>関係する職種、取り扱う事項等が<u>事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません</u>。なお、事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいものとします。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいものとします。

(4) 事故発生の防止のための従業者に対する研修(第1項第3号)

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとします。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福 祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(お おむね年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発 生の防止の研修を実施することが重要です。

また、当該研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありませ  $h_{\circ}$ 

(5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者(第1項第5 号)

指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制とし て、(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者 を置くことが必要です。当該担当者は事故防止検討委員会の安全対策 を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましいものとします。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例附則第 8項において、6ヶ月間の経過措置を設けており、令和3年9月30 日までの間は努力義務とされています。

(6) (略)

38 虐待の防止(条例第40条の2)

(1) 条例第40条の2は虐待の防止に関する事項について規定したもので す。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の 人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定介護老人 福祉施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりませ ん。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等につ いては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関す る法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」とい う。) に規定されているところですが、その実効性を高め、入所者の 尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待 の防止に関する措置を講じるものとします。

ア 虐待の未然防止

指定介護老人福祉施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配 慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第2

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福 祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(お おむね年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発 生の防止の研修を実施することが重要です。

また、当該研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありませ  $\lambda_{\circ}$ 

(新設)

(5) (略)

IΒ

条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

# イ 虐待等の早期発見

指定介護老人福祉施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切に対応すること。

ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定介護老人福祉施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。

(2) (1)のアからウの観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例附則第 2項において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日 までの間は努力義務とされています。

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複

旧

雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概 に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に 応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立 して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う 事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している 場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、 施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連 携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検 討することとする。その際、そこで得た結果(施設における虐待に 対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る 必要がある。

- (ア) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (エ) <u>虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関す</u>ること
- (オ) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる 再発の確実な防止策に関すること
- (キ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価 に関すること
- <u>イ</u> <u>虐待の防止のための指針(第2号)</u> 指定介護老人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」に

- は、次のような項目を盛り込むこととする。
- (ア) 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- (イ) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (オ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (カ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (キ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (ク) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (ケ) その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、 虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人 福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修 (年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防 止のための研修を実施することが重要である。

<u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研</u>修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

<u>工</u> <u>虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4</u> <u>号)</u>

指定介護老人福祉施設における虐待を防止するための体制として、アからウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

39 会計の区分

条例<u>第41条</u>は、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス に関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護 保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと

## 33 会計の区分

条例<u>第36条</u>は、指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス に関して他の介護給付等対象サービスと経理を区分するとともに、介護 保険の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと

としたものですが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知されているところによるものです。

40 記録の整備

条例第42条第2項は、指定介護老人福祉施設が同項各号に規定する 記録を整備し、5年間保存しなければならないこととしたものです。 なお、「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了(契約 の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)に より一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。

- 第5 ユニット型指定介護老人福祉施設
  - 1・2 (略)
  - 3 設備(条例第45条)

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 居室(第1号ア)

ア・イ (略)

ウ ユニットの入居定員

ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを基本とします。

ただし、ケアの質の確保の観点から、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、一のユニットの入居定員は15人まで認めることとします。

エ 居室の床面積等

ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。

(ア) (略)

(イ) ユニット型個室的多床室 (経過措置)

令和3年4月1日に現に存するユニット型指定介護老人福祉

ΙE

としたものですが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知されているところによるものです。

(新設)

- 第5 ユニット型指定介護老人福祉施設
  - 1 2 (略)
  - 3 設備に関する要件(条例第45条)

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 居室(第1号ア)

ア・イ (略)

ウ ユニットの入居定員

ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを基本とします。

ただし、ケアの質の確保の観点から、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、一のユニットの入居定員は12人まで認めることとします。

エ 居室の床面積等

ユニット型指定介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥(たんす)などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。

(ア) (略)

(イ) ユニット型個室的多床室

ユニットに属さない居室を改修して<u>ユニットを造る</u>場合であ

施設(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に おいて、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

また、居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。

なお、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2 人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(ア)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に 分類される。

(5)~(8) (略)

(9) 廊下(第3項)

ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2 及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を<u>令和6年3月31日</u>まで の間に転換する場合は、第3の6の(6)を準用します。 り、<u>床面積は</u>、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)<u>とすること</u>。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

また、居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。

なお、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2 人部屋とするときは21.3平方メートル以上とすること。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(ア)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に 分類される。

(5)~(8) (略)

(9) 廊下(第3項)

ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第3の2及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合は、第3の4の6を準用します。この場合において、第3の2中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとします。

(10) (略)

4 利用料等の受領

(10) (略)

第4の8は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用します。 この場合において第4の8の(1)及び(4)中「条例第13条」とあるのは「条例第46条」と読み替えるものとします。

5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1) • (2) (略)

- (3) 第4の10の(2)から(5)までは、ユニット型介護老人福祉施設について 準用します。この場合において、第4の10の(2)中「同条第4項及び第 5項」とあるのは「第47条第6項及び第7項」と、同(3)中「同条第6 項1号」とあるのは「第47条第8項1号」と、同(4)中「同条第6項第 2号」とあるのは「第47条第8項第2号」と、同(5)中「同条第6項第 3号」とあるのは「第47条第8項第3号」読み替えるものとします。
- 6 介護(条例第48条)

(1)~(3) (略)

- (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、前記の (1)から(3)までによるほか、第4の12の(3)から(7)までを準用します。この場合において、第4の12の(7)中「第7項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとします。
- 7 食事(条例第49条)
- (1) 第3項は、条例第47条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で<u>急(せ)かしたり</u>することなく、入居者が自分のペースで食事を行うことができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものです。
- (2) (略)
- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、前記の (1)及び(2)によるほか、第4の13を準用します。
- 8 社会生活上の便官の提供等
- (1) 条例第50条第1項は、条例第47条第1項の指定介護福祉施設サービ

4 利用料等の受領

第4の7は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用します。 この場合において第4の7の(1)及び(4)中「条例第13条」とあるのは「条例第46条」と読み替えるものとします。

IΒ

- 5 指定介護福祉施設サービスの取扱方針
- (1) (2) (略)
- (3) 同条第

6 介護(条例第48条)

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、前記の (1)から(3)までによるほか、第4の(1)から(7)までを準用します。この場合において、第4の(1)の(7)中「第7項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとします。
- 7 食事(条例第49条)
- (1) 第3項は、条例第47条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、施設側の都合で<u>急かしたり</u>することなく、入居者が自分のペースで食事を行うことができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものです。
- (2) (略)
- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、前記の (1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(7)までを準用します。
- 8 社会生活上の便宜の提供等
- (1) 条例第50条第1項は、条例第47条第1項の指定介護福祉施設サービ

スの取扱方針を受けて、入居者一人一人の<u>嗜好(しこう)</u>を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものです。

- (2) (略)
- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第4の15の(2)から(4)までを準用します。この場合において、第4の15の(2)中「同条第2項」とあるのは「第50条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第50条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第50条第4項」と読み替えるものとします。
- 9 運営規程(条例第51条)
- (1) (略)
- (2) 第4の $\underline{26}$ の $\underline{(1)}$ 、 $\underline{(2)}$ 及び $\underline{(4)}$ から $\underline{(6)}$ までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用します。この場合において、第4の $\underline{26}$ 中「条例第28条」とあるのは「条例第51条」と、「同条第1号から第8号まで」とあるのは「同条第1号から第9号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第7号」とあるのは「第8号」と、同(5)中「第8号」とあるのは「第9号」と読み替えるものとします。
- 10 勤務体制の確保等
- (1) (2) (略)
- (3) 令和3年4月1日以降に、入居定員が10人を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正条例附則第9項の経過措置に従い、夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとします。
  - ア <u>日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置</u> ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて 日勤時間帯(夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則

ΙE

スの取扱方針を受けて、入居者一人一人の<u>嗜好</u>を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものです。

- (2) (略)
- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用します。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第50条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第50条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第50条第4項」と読み替えるものとします。
- 9 運営規程(条例第51条)
- (1) (略)
- (2) 第4の23の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用します。この場合において、第4の23中「条例第28条」とあるのは「条例第51条」と、「同条第1号から第8号まで」とあるのは「同条第1号から第9号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第7号」とあるのは「第8号」と、同(5)中「第8号」とあるのは「第9号」と読み替えるものとします。
- 10 勤務体制の確保等

(1) • (2) (略)

IΒ

として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。

#### イ 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置

2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて 夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16 で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を 増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置する よう努めること。

なお、条例第52条第2項第1号及び第2号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、 日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、 連続する時間である必要はないものとします。当該ユニットにおいて 行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である 時間に充てるよう努めるものとします。

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第4の27を準用します。この場合において、第4の27中「第29条」とあるのは「第52条」と、同(2)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとします。

# 11 準用等

条例第2条第5項の規定については、第4の1を参照することとします。また、条例第54条の規定により、条例第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものですので、第4の2から7まで、9、11、14、16から25まで及び28から40までを参照してください。この場合において、第4の11の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容

(3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第4の24を準用します。この場合において、第4の24中「第28条」とあるのは「第52条」と、同(2)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとします。

## 11 準用

条例第54条の規定により、条例第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものですので、第4の1から6まで、8、10、13、15から22まで及び25から33までを参照してください。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、一日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとします。

を指すものである。」と読み替えるものとします。

#### 第6 雑則

#### 1 電磁的記録等

条例第55条第1項は、指定介護老人福祉施設及び指定介護福祉施設サービスの提供に当たる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。

- (1) 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、次のいずれかの方法によること。
  - ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルによ り保存する方法
- (3) その他、条例第55条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

# 2 電磁的方法について

条例第55条第2項は、入所者及びその家族等(以下「入所者等」という。)の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事

## 第6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

#### 1 附則第12項から第23項までの趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が、同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、附則第13項から第23項までの規定に定めるところによるものです。なお、人員に関する基準については、第2章(条例第4条)に定めるところによりますので、留意してください。

# 2 基本方針

条例附則第13項は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあっては、ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針(条例第44条)に、また、それ以外の部分にあっては指定介護老人福祉施設の基本方針(条例第2条)に定めるところによることを規定したものです。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの 取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等 及び定員の遵守について、条例附則第14項から第19項まで、第21項及び 第22項に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定していま す。

## 3 運営規程(条例附則第20条)

入所(入居) 定員並びに指定介護老人福祉施設サービスの中身及び利用 料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれ ぞれについて明らかにしなければなりません。

# 4 従業者の配置の基準

前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。

- (1) 電磁的方法による交付は、条例第6条第2項から第5項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が同意 の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に すること。
- (3) 電磁的方法による締結は、入所者等・施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (4) その他、条例第55条第2項において電磁的方法によることができる とされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただ し、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものにつ いては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイ ダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイ ドライン」等を遵守すること。

ΙE

条例第4条第1項第3号アに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて満たさなければなりません。

5 準用

条例附則第23項の規定により、条例第6条から第12条まで、第14条、 第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規 定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用されるものです。

6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第5 に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定 めるところによります。